

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0884)

本審議会 第461回

令和6年8月26日 公開

開催日時	令和6年8月26日(月)	10時00分～10時30分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日もご出席の委員は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名の合計13名でございます。</p> <p>従いまして、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、公益代表の■■■■委員及び使用者代表の■■■■委員におかれましては、所用により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
-----	---

事務局	<p>加えて、本日傍聴される方が3名いらっしゃることをご報告させていただきます。</p> <p>ただいまから、第461回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、■■■■会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、会議次第に従いまして議事に入ります。</p> <p>最初に、群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、着座にて失礼いたします。</p> <p>今月8日に開催されました第460回群馬地方最低賃金審議会において、群馬県最低賃金の改正決定に係る答申をいただきました。</p> <p>これを受けまして、同日、答申の要旨及びこれに対する異議申出についての公示をいたしました。</p> <p>その結果、8月22日に群馬県労働組合会議議長、全労連・全国一般群馬労働組合執行委員長、群馬県医療労働組合連合会執行委員長、群馬県自治体一般労働組合執行委員長及び生協労連コープネットグループ労働組合中央執行委員長から、資料1から5のおりの異議の申出があり、これを受理いたしました。</p> <p>受理した異議申出書は、委員の皆様へ8月22日にメールでお渡しし、内容についてご確認をいただいているところではございますけれども、資料1の異議申出理由につきまして、要旨を説明させていただきます。</p> <p>群馬県最低賃金の改正決定について、時間額を50円引き上げ985円とする答申について異議があるとされ、改めて審議し、時間額を少なくとも1,000円以上に引き上げて1,500円を目指すことを求める、とされております。</p> <p>また、今回の審議の結論には2つの問題があると考えられるとされております。一つ目は、答申は物価高騰に追いついてなく、現在の生計を維持することすら否定されてしまい「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの」とは言い難い金額であること。二つ目は、地域間格差がさらに拡大し、隣接県への労働力人口の流出が加速するとされております。</p> <p>以上が資料1の異議申出の要旨でございます。</p> <p>その他、資料2から5につきましても、すべて最低賃金の改正決定に対する異議でございます。</p> <p>資料2から4の異議申出につきましては、時間額1,500円を求め</p>

<p>労働局長</p>	<p>るものです。</p> <p>資料5の異議申出につきましては、最低賃金が時間額1,000円に満たないと、労働力の確保が厳しく、人員不足により休みすらまともにとれない等、労働環境の悪化から離職が更に進むことが懸念されるとの内容でございます。</p> <p>以上、5件の異議の申出がございました。</p> <p>また、異議申出のほかには、資料6のとおり「最低賃金全国一律制度の創設と、群馬県の最低賃金を1,500円以上に引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書」に署名210筆が添えられて提出されていますのでご報告いたします。</p> <p>それでは、最低賃金法第12条の規定に基づき、上野労働局長から群馬地方最低賃金審議会会長あてに諮問をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【局長より会長へ諮問文手交】</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>諮問をお受けいたします。</p> <p>ただいま、上野労働局長から諮問をお受けいたしました。</p> <p>これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただいまの諮問文の写しを委員の皆様にお配りいたします。</p> <p style="text-align: center;">【各委員、傍聴人に諮問文（写）を配付】</p>
<p>事務局</p>	<p>そうしましたら、お配りしました諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文を事務局が朗読】</p>
<p>事務局</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議申出についての審議に入ります。</p> <p>異議は、本審議会の答申による最低賃金985円に対して、物価高騰や地域間格差縮小・解消などの面で再度審議を行い、時間額を1,000円以上に引き上げ1,500円を目指すことを求める等とされております。</p> <p>これまで、審議会、専門部会において議論は尽くされていると考</p>

<p>委員</p>	<p>えられるところではありますが、委員の先生方のご意見をお願いいたします。</p> <p>まずは、労働者側委員の先生、ご意見をお願いいたします。</p> <p>委員お願いいたします。</p> <p>はい、労働者側委員の委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>今年度の目安審議においては、労働者の生計費に関する指標であります、消費者物価指数が重視されたということで、中央においてAからCランクすべてで目安額 50 円が示されました。</p> <p>この目安額については、過去最高であることで、社会全体の賃金底上げに繋がる提示額だと思っている一方、さらなる引き上げが必要だと思っております。</p> <p>物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るという点では、他団体からの意見陳述でもあったとおり、群馬の消費者物価指数に加え、近隣県との額差是正を踏まえて、目安額以上の引き上げを求め論議をしてきましたが、今回は労使合意とは至らず、公益委員の見解を求める状況になりました。</p> <p>労使各委員が、公益委員に対してそれぞれの立場から意見し、協議をした結果 50 円が提案され結審となりました。</p> <p>目安額以上の引き上げには至りませんでした。昨年引き続き過去最高額での結審ということでは、十分な額だとは言えませんが、最賃近傍で働く方々の生活改善に繋がったのではないかと思っております。</p> <p>また、経営が厳しい中、中小零細企業が多い群馬県におきまして、使用者側委員の皆様に苦渋の決断をいただいたとも思っております。</p> <p>ここまで議論できたのも、長年にわたって積み上げてきた、労使の信頼関係があるからこそとも思っております。この部分に関しては感謝を申し上げます。</p> <p>今回の結果については、真摯に受け止めたいと考えております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員の先生からもご意見をお願いいたします。</p> <p>委員お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>使用者側委員の委員でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>私共、50 円という目安額について、今年は本当に底の底まで議</p>

	<p>論をしましたが、労使の合意には至らなかったということで、公益委員の先生方の見解をとという結果でございます。</p> <p>50円という金額は、到底簡単に出せる金額ではございません。これは、最低賃金近傍で働いている、あるいは使用している会社のみならず、多くの中小企業で、そろそろ本当に大変な金額になってきているというのが実情でございます。</p> <p>ただ、目安、あるいは公益の先生方のご見解を、最大限尊重させていただいて合意に至ったということで、議論を十分尽くしたのではないかと考えております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、労使の委員の先生方、ご意見はございますでしょうか。</p>
労使委員	【特になし】
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>労使双方からご意見を伺いましたが、公益の先生方いかがでしょうか。</p>
公益委員	【特になし】
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これまでの経過なども踏まえて、整理したいと思います。</p> <p>今年の中央最低賃金審議会では、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、金額に関し意見の一致をみるに至らなかったことから、公益見解が示され、その公益見解のとおり、改定の引き上げ額の目安を、すべてのランクにおいて50円とする答申がなされました。</p> <p>当審議会におきましても、中央最低賃金審議会の令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、答申に添付された賃金改定状況調査結果である第4表における賃金上昇率、春季労使交渉の妥結状況、消費者物価指数の上昇率といった指標を基に、地域の実情を踏まえて、労使委員双方がご意見を出し合い、真摯な議論が交わされましたが、意見の一致に至りませんでした。</p> <p>公益といたしましては、労使それぞれの主張と、最低賃金の三要素、中央最低賃金審議会答申における公益見解及び本専門部会で示された資料における指標などを踏まえ、総合的に判断いたしま</p>

各委員	<p>して、引き上げ額 50 円を提案いたしました。結果として 50 円の引き上げという結論に至ったところです。</p> <p>異議申し出につきまして、労使委員双方のご意見は、要旨として十分に調査審議を行い、その結果 8 月 8 日の改正決定の答申に至ったものであり、この答申どおり決定することがよい、というものでした。</p> <p>従いまして、結論といたしますと、異議申し出の諮問につきましては再審議は行わず、令和 6 年 8 月 8 日付の答申どおり決定することが適当であるとしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>はい、ご異議がありませんでしたので、異議申し出につきましては、答申どおり決定することが適当である、という結論となりました。</p> <p>よって、この旨の答申をしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局は準備をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、それでは、答申文を用意いたしますので、しばらくお待ちいただければと思います。</p>
会長	<p>それでは、暫時、休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（案）作成のため休会】</p>
事務局	<p>答申文の用意ができましたので再開をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【事務局は答申文（案）を各委員に配付】</p>
事務局	<p>そうしましたら、お配りしました、群馬地方最低賃金審議会会長の答申文の案を読み上げさせていただきます。</p> <p>令和 6 年 8 月付け 群馬労働局長あて 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申） 令和 6 年 8 月 26 日貴職から、8 月 8 日付け群馬県最低賃金の</p>

	<p>改正決定に係る当審議会の意見に対する群馬県労働組合会議ほか4労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。</p> <p>令和6年8月8日付け答申どおり決定することが適当である。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは委員の先生方にお諮りいたします。</p> <p>答申文はこの内容でよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>異議はないとのことですので、このとおり答申いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【会長から局長へ答申文手交】</p>
<p>会長</p>	<p>答申が済みましたので、今後の手続き等について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうしましたら、答申文（写）を各委員、傍聴人の方々に配布いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【事務局は答申文（写）を各委員、傍聴人に配付】</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、改めまして、今後の手続き等について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2点ご説明をいたします。</p> <p>1点目は官報公示の手続きについてです。</p> <p>ただいま、8月8日付け答申のとおりとするという答申をいただきましたので、改定後の群馬県最低賃金は時間額985円として、本日、官報公示の手続きを取らせていただきます。</p> <p>手続きの事務が順調に進んだ場合、官報掲載日は最短で9月4日の水曜日となります。そして、群馬県最低賃金改正額の法定効力発生日は、官報掲載日の30日後の10月4日の金曜日となります。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、2点目は最低賃金専門部会についてです。</p> <p>最低賃金審議会令の第6条第7項には「最低賃金専門部会は、そ</p>

<p>会長</p>	<p>の任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますので、群馬県最低賃金専門部会の廃止の議決をお願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局から説明がございましたが、1点目は、今後、官報公示の手続きを行うということでございます。効力の発生日は最短で10月4日ですが、ずれ込む場合もあるということですので、ご了承願いたいとのことでございます。</p> <p>2点目は、群馬県最低賃金専門部会の廃止についてです。専門部会の任務は、本日で終了となりますので、専門部会を廃止することとしてよろしいかということになります。</p> <p>以上2点につきまして、このとおりでよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ご異議なしとのことですので、そのようにさせていただきます。</p> <p>最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございませぬ。</p>
<p>会長</p>	<p>委員の先生方、何かございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見等ないようです。</p> <p>これで、本日の議題はすべて終了いたしましたので、第461回群馬地方最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>ご審議誠にありがとうございました。</p>